

ひとり親家庭等医療費等助成事業の対象となるお子様の 保護者の皆様へ

千葉県健康福祉部児童家庭課

千葉県では、令和2年11月からひとり親家庭等医療費等助成事業の現物給付化を実施するため準備を行っております。(※)

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 お子様が学校管理下での負傷又は疾病により受診する場合は、医療機関にひとり親家庭等医療費等助成受給券を提示しないようにしてください。
- 2 医療機関には、学校管理下での負傷又は疾病であることをお伝えしていただくとともに、保険診療の一部負担金である3割相当額（就学前児は2割）をお支払いください。
- 3 このときお支払いいただいた医療費につきましては、学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

※ ひとり親家庭等医療費等助成事業の現物給付化は、令和2年11月時点で実施しない市町村もございます。市町村ごとの現物給付化の実施時期につきましては、千葉県ホームページで御確認いただくか、お住まいの市町村に御確認ください。

なお、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

千葉県健康福祉部児童家庭課ひとり親家庭班

電話：043-223-2320

又は 各市町村ひとり親家庭等支援担当課